

第93回定時株主総会招集ご通知に 際しての法令及び当社定款に基づく インターネット開示事項

■事業報告

会計監査人に関する事項.....	1
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況…	2

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書.....	9
連結注記表.....	10

■計算書類

株主資本等変動計算書.....	22
個別注記表.....	23

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

ダイ丹株式会社

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社Webサイト (<https://www.daidan.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しているものであります。

会計監査人に関する事項

(会計監査人の名称)

有限責任 あずさ監査法人

(会計監査人の報酬等の額)

- | | |
|--|--------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等 | 6千6百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 6千6百万円 |
| ③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由 | |

監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人の解任の旨及び理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社における「業務の適正を確保するための体制」および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針

当社は、子会社を含めたダイダングループ全体として、法令及び定款に基づき職務の執行を行うとともに、業務が適正に遂行されることを確保するために、2006年4月27日開催の取締役会において「業務の適正を確保するための体制」について決議し、その運用状況を確認の上、継続的な改善・強化に努めています（直近では、2022年5月11日付で一部改訂を行っております）。

現在の当社における「業務の適正を確保するための体制」の決議の概要は、以下のとおりです。

体制の概要	運用状況の概要
①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none">当社グループの役職員にコンプライアンス意識の浸透と、自律的な遵守の風土づくりを図るための基本的な行動基準を示した「ダイダングループ行動基準」を制定し、全役職員への周知を通じてコンプライアンスの徹底を図ります。コンプライアンスの理解と定着のために、定期的な広報、研修を行います。法令違反等のコンプライアンスに違反する行為等を発見した場合の報告体制として、グループ内部通報・相談窓口を設置し、通報者保護と適切な措置を定めた内部通報規程に基づく積極的な活用を通じて問題の早期発見と是正に努めます。独占禁止法その他の関係法令等を遵守した事業活動の徹底を図るため、コンプライアンス推進室を設置します。(ア) コンプライアンス推進室は、本部、事業所から独立した会長直轄の組織とし、コンプライアンス委員会と連携しながら、コンプライアンス体制の強化と再発防止策等の推進のための企画、立案、実施を行います。 なお、実施した施策の有効性に関するモニタリングはコンプライアンス推進室が行います。	<ul style="list-style-type: none">「ダイダングループ行動基準」の遵守やコンプライアンス意識の醸成を図るため、グループコンプライアンスカードを全役職員に配布し、その浸透と定着に努めました。毎年4月をコンプライアンス月間として定め、4月1日に経営トップが全役職員に向け「独占禁止法その他関係法令等を遵守した事業活動を行う」という決意を表明するとともに、全役職員が「グループ行動基準」の遵守に関する誓約書を提出しました。内部通報制度の実効性を高めるべく、新たに「内部通報規程」を制定するとともに、内部通報制度の見直しを行い、当社グループの役職員が不利益な取り扱いを受けることなく通報・相談できる体制を再構築しました。 通報窓口には、内部窓口としてコンプライアンス推進室窓口、社外役員窓口を設けるほか、外部窓口も設置しており、利用の更なる促進に努めています。

体制の概要	運用状況の概要
<p>(イ) コンプライアンス推進室が行う企画、立案については、内容に応じ経営審議会で審議のうえ取締役会の決定により全社展開を実施します。</p> <p>(ウ) コンプライアンス推進室は、内部通報制度を有効に活用できるよう、社内外に周知・徹底させるとともに、報告、通報を受けた場合は、内部通報規程に基づき、通報者が不利益な取扱いを受けないよう監視しつつ、原因の調査と是正措置並びに再発防止策を実施します。</p> <p>当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会を開催し、適切に対処します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家から構成される法令遵守支援委員会を設置します。 法令遵守支援委員会は、コンプライアンス推進室と密接な連携をとり、コンプライアンス推進室が実施する再発防止策や法令遵守のための啓発活動に対する専門的な支援を行います。 ・内部監査部門による監査を定期的に実施し、社内規程に沿って業務が行われていない場合は是正を行います。 ・コンプライアンスに違反する事態が生じた場合には、社内規程に則り、厳格に処分します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職種別、階層別の各集合研修においてコンプライアンス・企業倫理に関する講義を実施するほか、全役員を対象に、弁護士によるコンプライアンスセミナーやeラーニングを実施し、コンプライアンスの徹底に努めました。 ・2022年3月期において3回開催したコンプライアンス委員会では、コンプライアンス活動や内部通報等の重要事項について確認を行うほか、コンプライアンスに関する活動の状況を取締役会で報告しました。 ・コンプライアンスの更なる推進とモニタリング機能の強化を図るため、コンプライアンス推進室を設置しています。 <p>コンプライアンス推進室では、コンプライアンスに関する企画、立案、実施、ならびにモニタリングを通じて、コンプライアンス体制の強化に努めています。</p>

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会やその他の重要会議における経営の意思決定に係る情報、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行います。 また、「情報セキュリティ基本方針」を定め、その周知により情報漏洩防止の徹底に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会やその他の重要会議における経営の意思決定に係る情報、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行っています。 また、「情報セキュリティ基本方針」を定め、その周知により情報漏洩防止の徹底に努めています。
--	--

体制の概要	運用状況の概要
<p>③損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業経営に大きな影響を与える可能性のあるリスクに対して、「リスクマネジメント方針」を定め、全体最適型のリスクマネジメントを継続的に推進するため、リスクマネジメント委員会を設置します。 リスクマネジメント委員会は、リスクの把握、評価及び必要な対策の策定を行い、定期的に取締役会に報告します。 やむを得ず重大な危機が発生した場合には、「リスクマネジメント規程」に基づく対策本部を設置し、損失を最小に抑えるための危機管理体制を構築します。 ・大規模自然災害等の発生時に事業への影響を最小限に止め、事業の継続を図るための「事業継続計画（BCP）」を策定しています。 計画の実効性を高め、有事の際に機能する計画を維持するため、教育・訓練を通じたPDCAの仕組みを取り入れた「事業継続管理（BCM）」として見直しと改善を図ります。 	<p>運用状況の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの顕在化を未然に防止し、顕在化したリスクを極小化するべく、リスクマネジメント委員会を2022年3月期において5回開催し、リスクの把握、評価及び必要な対策の策定を行ったうえで、定期的に取締役会に報告しました。 ・重大な危機が発生した場合には、「リスクマネジメント規程」に基づく対策本部を設置し、損失を最小に抑える危機管理体制を構築し運用しています。 新型コロナウイルス感染拡大の長期化に対して、社長を本部長とする対策本部が全社方針を決定し、感染状況に応じた勤務体制と働き方の実践、社員と家族に対するワクチンの職域接種、感染拡大地域における感染防止対策の強化と事業継続活動などを実施しています。 ・役職員のリスクに対する感知力と判断力、対処能力の向上を目的に、リスクセンス研修を実施し、個人及び組織のリスクセンスの向上に努めました。 ・「事業継続管理（BCM）」に基づき、各事業拠点がそれぞれの地域性や特殊性を盛り込んだ「事業継続計画（BCP）」を策定し、計画に沿った訓練を実施するなど、大規模自然災害等の発生時に事業への影響を最小限に止め、事業の継続を図るための体制を構築し運用しています。 ・「事業継続管理（BCM）」において策定している「本店対策本部マニュアル」に基づき、大規模自然災害発生時における本店対策本部設置訓練を実施するとともに、ライブ配信を行い、有事の際の対応について全社で共有しました。

体制の概要	運用状況の概要
<p>④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織編成、業務分掌及び職務権限に関する規程等を整備し、必要に応じて見直しを行うことで、意思決定の迅速化や業務執行の効率化を図ります。 取締役会または経営会議に諮るべき決裁基準の整備と執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、監督機能の実効性の確保と業務執行の迅速化を図ります。 監督機能の実効性確保のため、社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を開催し、当社グループの重要事項の決定、業務執行状況の監督を行います。また、任意の指名報酬委員会を設置し、当社取締役、執行役員の評価・選任、報酬に関する客観性を担保します。 グループ横断的にサステナビリティ方針や戦略を定め、目標とすべき指標等について審議及び設定を行い、取締役会に報告や提言を行う機関としてサステナビリティ委員会を設置します。また、同委員会の下に特定の重要課題の遂行のための作業部会（タスクフォース）を組成し、関連リスクの管理及び委員会が指示した業務を遂行します。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務分掌及び職務権限に関する規程等における取締役会の業務執行範囲を見直し、経営会議への業務執行権限の委譲を進めることで意思決定と業務執行の迅速化を図るとともに、監督機能の強化を図っています。 経営陣の指名報酬プロセスの独立性と客觀性の担保のため、取締役会の諮問機関として、社外取締役3名と代表取締役で構成し、社外取締役を委員長する指名報酬委員会を設置しました（なお、従前は独立役員会議がその機能を担っていました）。 当社グループのサステナビリティに関する取り組みを検討・推進することを目的として、サステナビリティ委員会を設置しました。また、特定の重要課題を遂行するため、サステナビリティ委員会の下に4つのタスクフォース（TCFDスコープ3TF／シナリオ分析TF／統合報告書TF／働き方・人権TF）を組成し、活動を開始しました。
<p>⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ各社が遵守すべき基本的な行動基準を定めた「ダイダングループ行動基準」を定めるほか、企業集団としてのコンプライアンス体制やリスクマネジメント体制を構築し運用します。 子会社及び関連会社（以下総称して関係会社という。）の管理について定めた「関係会社管理規程」において、関係会社からの報告体制を整備し、定期的な報告のほか、中期経営計画の進捗状況や財務状況その他経営に関する重要な情報については当社経営陣が出席する会議で報告することを定めています。 	<ul style="list-style-type: none"> グループガバナンス・コンプライアンス体制強化の観点から当社グループ各社が遵守すべき基本的な行動基準を定めた「ダイダングループ行動基準」を制定し、グループコンプライアンスカードの配布とともに関係会社に周知し、その浸透と定着に努めました。 「関係会社管理規程」を整備し、関係会社からの報告体制について定めるとともに、当社グループのモニタリング体制について明記し、運用しています。

体制の概要	運用状況の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「関係会社管理規程」において、内部監査室が当社グループのモニタリング機能を担うこと定め、関係会社のコンプライアンス体制のほか、取締役及び従業員の職務執行状況について、法令及び定款等のコンプライアンスへの適合状況、並びに効率性の観点から監査を実施し、その結果を当社の社長及び取締役会に報告するとともに、是正を行います。 事業継続計画（BCP）及び事業継続管理（BCM）において、関連会社との連携について定め、大規模災害等発生時の事業への影響を最小限に止め、企業集団として事業の継続を図る体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> 通報・相談の対象にグループ企業の役職員を含める「内部通報規程」を制定し、当社グループの役職員が不利益な取り扱いを受けることなく通報・相談できる体制を再構築しました。 内部監査室は内部検査規程及び内部統制監査規程に基づき、基本計画を策定し、社内各部門及び関係会社の業務の遂行状況について、適正性と効率性の観点から定期的に監査を実施し、監査結果を社長及び取締役会に報告しました。 事業継続計画（BCP）及び事業継続管理（BCM）において、関連会社との連携について定め、合同で訓練を実施するなど、企業集団として事業の継続を図る体制を構築し運用しています。
<p>⑥監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項</p> <p>⑦当該使用者の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>⑧当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。 前号により監査役の職務を補助すべき者として配置された使用者の人事異動、人事評価については、監査役の事前の同意を得るものとします。 監査役の職務を補助すべき者として配置された使用者は、監査役の指揮命令に従うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置し、監査役の指揮命令に従い職務を遂行することとしています。当該使用者の人事異動、人事評価についても、監査役に事前の同意を得ることとしています。
<p>⑨取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役及び使用者は、子会社を含む当社グループの業績に著しい影響を及ぼす事項、内部監査部門による監査の実施状況を、すみやかに監査役へ報告します。 関係会社の中期経営計画の進捗状況や財務状況その他経営に関する重要な情報について、常勤監査役が出席する経営会議で報告することを「関係会社管理規程」に定めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査役は代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査部門と連携を保ちながら、監査の実効性を確保しています。 「関係会社管理規程」を整備し、関係会社の中期経営計画の進捗状況や財務状況その他経営に関する重要な情報について、常勤監査役が出席する経営会議で報告することを定め、運用しています。

体制の概要	運用状況の概要
<ul style="list-style-type: none"> 取締役会をはじめとする重要会議の決議事項及び報告事項については、監査役会で内容の検証が行えるよう、事前の資料提示に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会やその他重要会議の資料について、監査役会での内容の検証が行えるよう、電子化により早期の資料提供に努めています。 監査役会議長はコンプライアンス委員会の基本委員を務め、3回開催した同委員会にすべて出席したうえ、当社グループの業績に著しい影響を及ぼす事項、法令違反等の重大な不正行為、ならびに内部通報の状況などについて報告を受けています。
<p>⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを定め、運用しています。
<p>⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 監査役の職務の遂行上必要と認められる費用は、会社に予算を計上するとともに、緊急・臨時に支出した費用は、会社に償還を請求することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会は、当社及び関係会社に対する監査計画に基づき予算を立案し、当社は監査の実効性を確保するために必要となる予算を確保しています。
<p>⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 監査役は、取締役会その他の重要会議に出席し、意思決定の過程及び業務の執行状況を監視する体制を確保します。 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、監査上の重要課題について意見交換を行います。 監査役は、内部監査部門と連携を図り、効率的な監査を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に基づき、すべての取締役会に出席するとともに、その他の重要会議に出席し、意思決定の過程及び業務の執行状況を監視しています。 また、独立社外者で構成する独立役員会議を通じて社外取締役とも定期的に情報交換を行い、経営状況の監視に努めています。 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、監査上の重要課題について意見交換を行うとともに、内部監査部門と連携し、効率的な監査に努めています。

体制の概要	運用状況の概要
<p>⑬反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況</p> <p>当社は、反社会的勢力に対して断固たる行動をとり、一切の関係を持たないことを基本方針としています。</p> <p>整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダイダングループ行動基準」に上記基本方針を明記し、役職員に、研修などを通じて、その遵守の徹底を図ります。 ・工事下請負基本契約書に、暴力団などの反社会的勢力の実質的な関与があると認められる場合は契約を解除できる旨を記載し、工事施工段階における反社会的勢力の排除を徹底します。 ・警察が主催する連絡会等に加入するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力に関する情報を収集しています。 ・万一、企業対象暴力による被害が発生した場合の報告体制や対策本部の設置等について「リスクマネジメント規程」に定めております。 	<p>運用状況の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダイダングループ行動基準」に反社会的勢力排除に向けた基本方針を明記し、職種別、階層別の各研修において役職員にその遵守の徹底を周知するとともに、グループコンプライアンスカードの配布により、企業集団全体への浸透と定着に努めました。 ・警察が主催する連絡会に加入し、定期的な会合に出席するなど、反社会的勢力に関する情報の収集に努め、反社会的勢力との関係を持たないよう徹底しています。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,479	4,837	60,103	△3,206	66,214
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,935		△1,935
親会社株主に帰属する当期純利益			5,778		5,778
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				40	40
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	3,843	39	3,882
当連結会計年度末残高	4,479	4,837	63,946	△3,166	70,097

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	7,446	28	942	8,417	205	74,837
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,935
親会社株主に帰属する当期純利益						5,778
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						40
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1,367	6	△72	△1,433	△44	△1,478
当連結会計年度変動額合計	△1,367	6	△72	△1,433	△44	2,404
当連結会計年度末残高	6,079	34	870	6,984	160	77,242

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称

ダイダンサービス関東株、ダイダンサービス関西株、

DAI-DAN (THAILAND) CO., LTD.、DAI-DAN INTERNATIONAL ASIA PTE. LTD.

なお、DAI-DAN INTERNATIONAL ASIA PTE. LTD.は2021年9月に設立したものであります。

(2) 非連結子会社の数 11 社

主な非連結子会社の名称

大電工事株、岡山大電設備株、九州大電設備株、熊本大電設備株、

株ディー・エス・アイ、セラボヘルスケアサービス株、DAI-DAN (VIETNAM) CO., LTD.、

ダイダンサービス中部株、台灣大暖股份有限公司

なお、台灣大暖股份有限公司は2022年3月に登記し、4月に事業を開始したものであります。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

総資産、完成工事高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。

(2) 主な持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称

大電工事株、岡山大電設備株、九州大電設備株、熊本大電設備株、

株ディー・エス・アイ、セラボヘルスケアサービス株、DAI-DAN (VIETNAM) CO., LTD.、

ダイダンサービス中部株、台灣大暖股份有限公司

(3) 持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DAI-DAN (THAILAND) CO., LTD. 及び DAI-DAN INTERNATIONAL ASIA PTE. LTD. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

②棚卸資産

未成工事支出金

個別法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社及び国内連結子会社

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法

その他

定率法

在外連結子会社

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 10～50年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

完成工事未収入金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②株式給付引当金

株式報酬規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

③完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、補償対象工事に対し、過去の実績を基礎に将来の補償見込を加味して計上しております。

④工事損失引当金

手持受注工事の将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積りができる工事について、その損失見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社グループの主な事業内容は電気、空調、水道衛生設備工事であり、事業に係る主な履行義務の内容は、請負契約に基づく工事の設計、監理及び施工等となっております。取引価格は、原則として顧客との合意に基づいた工事請負契約の金額で測定していますが、未締結であっても将来の締結が確実に見込まれる場合に限り、内示金額を取引価格として認識しております。

原則的にすべての工事について一定の期間にわたり収益を認識する方法（従来の工事進行基準に相当）を適用し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。進捗度を合理的に測定できない場合は原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法（従来の工事完成基準に相当）を適用しております。

これらの取引の対価は、契約条件に従い概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理し、過去勤務費用はその発生年度に一括処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点として、従来は連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度の期首より、原則的にすべての工事について一定の期間にわたり収益を認識する方法（従来の工事進行基準に相当）を適用し、進捗率を合理的に測定できない場合は原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法（従来の工事完成基準に相当）を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っておりますが、前連結会計年度末までに新たな会計方針を追溯適用した場合の累積的影響額を検討した結果、影響はございませんでした。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準 第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(収益認識における工事原価総額の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する方法による完工工事高 73,201百万円

(未完工事に係るもの)

完工工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額（戻入額との純額） △275百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

完工工事高及び完工工事原価の計上は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等を当連結会計年度の期首から適用し、原則的にすべての工事について一定の期間にわたり収益を認識する方法（従来の工事進行基準に相当）を適用し、進捗率を合理的に測定できない場合は原価回収基準を適用しております。また、工事原価総額等の見積りが工事収益総額を上回る可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる場合、当該損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

工事原価総額は、過去の施工実績等を基礎とし、個々の案件に特有の状況を織り込んだ上で、関連部門による原価検討会での協議を経て算定されております。

また、工事原価総額の見積りにつきましては四半期ごとに見直しを行っておりますが、外注価格及び資機材価格の高騰、手直し等による施工中の追加原価の発生など想定外の事象により工事原価総額が増加した場合は、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,563百万円

2. 担保に供している資産

下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金に対する担保に供しております。

投資有価証券 10百万円

また、下記の資産を連結子会社の仕入債務履行保証金として担保に供しております。

定期預金 27百万円

3. 偶発債務

下記の連結子会社の出資者に対し、出資に関する毀損が生じた場合の保証を行っております。

DAI-DAN (THAILAND) CO., LTD. 37百万円

4. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	—
差引額（借入未実行残高）	10,000

5. 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額については、それぞれ次のとおりであります。

受取手形	857百万円
完成工事未収入金	36,586
契約資産	31,459

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	22,981,901株
------	-------------

2. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	967	45.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月9日 取締役会	普通株式	967	45.00	2021年9月30日	2021年12月1日
計		1,935	90.00		

（注）2021年6月29日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託口が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2021年11月9日取締役会の決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	967	45.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 2022年6月29日定時株主総会の決議予定による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

営業循環取引から生じる受取手形及び電子記録債権の決済、並びに完工工事未収入金の回収による資金を運転資金の基礎とし、必要に応じ金融機関から資金の借入れを行っております。

投資有価証券の取得については、原則として、業務上の関係を有する企業の株式の取得に限っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完工工事未収入金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金及び電子記録債務は、そのほとんどが、短期の支払期日によっております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されてますが、常に営業債権の範囲内で推移しております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されておりますが、返済期日は決算日後3年以内となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程のもと信用リスクを認識し、取引相手の債権残高は、与信限度枠の範囲内で管理しております。

各地域の事業所では毎月取引相手ごとに債権残高及び債権残高の推移予想を営業本部へ報告することによってその残高を把握するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念については、早期把握を行うことにより、そのリスクを軽減するべく措置を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建債権債務に係る為替の変動リスクは通貨別に区分し、継続的に把握しております。

支払金利の変動リスクは、借入金に適用される金利の種類別に区分し、継続的に把握しております。

投資有価証券については、市況や発行体（取引先企業）との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に関する流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各地域の事業所において毎月、入金及び支出の情報をもとに資金繰計画を作成するとともに、業務本部において常時、手許流動性を維持することによって管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,813百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。また、「現金及び預金」「電子記録債権」「支払手形・工事未払金」「電子記録債務」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
受取手形・完成工事未収入金等	68,903	68,895	△7
投資有価証券	14,024	14,024	—
資 産 計	82,927	82,920	△7
長期借入金（※）	1,705	1,705	0
負 債 計	1,705	1,705	0

（※）1年内返済予定の長期借入金1,029百万円は長期借入金に含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	14,024	—	—	14,024

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形・完成工事未収入金等	—	68,895	—	68,895
長期借入金	—	1,705	—	1,705

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形・完成工事未収入金等

受取手形は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっており、また完成工事未収入金は一定の期間ごとに区分した債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しており、これらの時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を当連結会計年度末日に行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、大阪市その他の地域において、賃貸用不動産を有しております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、24百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			期末時価（百万円）
期首残高	期中増減額	期末残高	
369	△0	368	1,587

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額であります。
 2. 期中増減額のうち、減少額0百万円は、減価償却費の計上によるものであります。
 3. 期末時価は、社外の調査機関による不動産鑑定評価基準に準じた方法に基づく金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、受注した工事の内容に応じ受注区分を設けております。

また、当社グループの完成工事高はすべて顧客との契約から認識した収益によるものです。

当連結会計年度における当社グループの完成工事高につきまして、受注区分及び収益認識の時期に分解した結果は以下のとおりです。

(単位：百万円)

		総額	収益認識の時期	
			一定の期間にわたり移転される財又はサービス	一時点で移転される財又はサービス
	電気工事	25,676	17,453	8,222
管工事	空調工事	98,270	79,077	19,193
	水道衛生工事	38,982	34,105	4,877
	小計	137,253	113,182	24,070
	合計	162,929	130,636	32,292

- (注) 1. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

2. 空調工事と水道衛生工事の合計として管工事の区分を設けております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債

契約資産は、主として工事請負契約について、報告期間の末日時点での進捗度に基づき測定した履行義務の充足部分に係る対価に対する、当社グループの権利のうち未請求のものであり、顧客への請求により対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主として契約条件に基づき受け取った対価のうち履行義務を充足していない部分を認識しており、履行義務の充足による収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度において顧客との契約から生じた債権及び契約資産が増加した主な要因は、期末にかけた大型工事の進捗によるものであります。

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は次のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	40,204百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	52,446
契約資産（期首残高）	23,008
契約資産（期末残高）	31,459
契約負債（期首残高）	1,367
契約負債（期末残高）	2,058

(注) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、連結貸借対照表上「受取手形・完成工事未収入金等」及び「電子記録債権」として表示しております。また、契約負債は連結貸借対照表上「未成工事受入金」として表示しております。

なお、契約負債の期首残高は、主に当連結会計年度の収益として計上しております。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は以下のとおりであります。

1年以内	103,730百万円
1年超 2年以内	37,998
<u>2年超</u>	<u>22,053</u>
合計	163,782

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	3,603円11銭
1株当たり当期純利益	270円16銭

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
当期首残高	4,479	4,716	181	4,897	1,119	37	29,720	28,682	59,560
当期変動額									
積立金の取崩						△3		3	—
剰余金の配当								△1,935	△1,935
当期純利益								5,863	5,863
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△3	—	3,932	3,928
当期末残高	4,479	4,716	181	4,897	1,119	34	29,720	32,614	63,489
	株主資本			評価・換算差額等				純資産合計	
	自己株式	株主資本合計		その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計				
当期首残高	△3,206	65,731		7,446	7,446			73,178	
当期変動額									
積立金の取崩		—						—	
剰余金の配当		△1,935						△1,935	
当期純利益		5,863						5,863	
自己株式の取得	△1	△1						△1	
自己株式の処分	40	40						40	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△1,367	△1,367			△1,367	
当期変動額合計	39	3,968		△1,367	△1,367			2,600	
当期末残高	△3,166	69,699		6,079	6,079			75,779	

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	個別法に基づく原価法
---------	------------

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物	定額法
その他	定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 10～50年

(2) 無形固定資産

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

完成工事未収入金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

株式報酬規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、補償対象工事に対し、過去の実績を基礎に将来の補償見込を加味して計上しております。

(4) 工事損失引当金

手持受注工事の将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理し、過去勤務費用はその発生年度に一括処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業内容は電気、空調、水道衛生設備工事であり、事業に係る主な履行義務の内容は、請負契約に基づく工事の設計、監理及び施工等となっております。取引価格は、原則として顧客との合意に基づいた工事請負契約の金額で測定していますが、未締結であっても将来の締結が確実に見込まれる場合に限り、内示金額を取引価格として認識しております。

原則的にすべての工事について一定の期間にわたり収益を認識する方法（従来の工事進行基準に相当）を適用し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。進捗度を合理的に測定できない場合は原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法（従来の工事完成基準に相当）を適用しております。

これらの取引の対価は、契約条件に従い概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点として、従来は事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、当事業年度の期首より、原則的にすべての工事について一定の期間にわたり収益を認識する方法（従来の工事進行基準に相当）を適用し、進捗率を合理的に測定できない場合は原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法（従来の工事完成基準に相当）を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従つておりますが、前事業年度末までに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を検討した結果、影響はございませんでした。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準 第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

主な内容につきましては、連結注記表の（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。

なお、当事業年度における、一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高（未完成工事に係るもの）及び完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額につきましては、（損益計算書に関する注記）に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,516百万円
2. 担保に供している資産 下記の資産を P F I 事業を営む当社出資会社の借入金に対する担保に供しております。	
投資有価証券	10百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	57百万円
長期金銭債権	542百万円
短期金銭債務	295百万円
4. 偶発債務 下記の関係会社の出資者に対し、出資に関する毀損が生じた場合の保証を行っております。	
DAI—DAN (THAILAND) CO., LTD.	37百万円
5. 貸出コミットメント契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	—
差引額（借入未実行残高）	10,000

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

完成工事高	4百万円
営業費用	1,417百万円
営業取引以外の取引高	2百万円

2. 完成工事高の注記

一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高（未完工事に係るもの）は、72,902百万円であります。

3. 完成工事原価の注記

完成工事原価には工事損失引当金繰入額（戻入額との純額）△275百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	1,608	0	19	1,588

(注) 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託口が保有する当社株式107千株が含まれております。

(変動事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 0千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

役員報酬B I P信託からの役員等への支給による減少 19千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)	
未払賞与	868
工事損失引当金	188
減価償却累計額	126
未払法定福利費	113
未払事業税	82
退職給付引当金	80
ゴルフ会員権等	48
貸倒引当金	44
未収収益	24
完成工事補償引当金	21
株式給付引当金	5
工事未払金	3
その他	133
繰延税金資産小計	1,743
評価性引当額	△131
繰延税金資産合計	1,612
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△2,683
退職給付信託設定益	△951
固定資産圧縮積立金	△18
その他	△3
繰延税金負債合計	△3,657
繰延税金負債の純額	△2,045

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表の（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	3,542円24銭
1株当たり当期純利益	274円15銭